

令和6年度 局区等内点検の実施結果

1 局区等内点検の実施結果

(1) 実施期間

令和6年9月26日（木）から10月30日（水）まで

(2) 実施体制、監査方法

局区等環境マネジメント運用管理調整役（局区等庶務担当課長等）が局区等内の所属（各局区等内の概ね3分の1）における取組状況等について、点検チェックリストに基づき点検した。

(3) 指摘事項（不適合事項等）に対する改善措置の状況

局区等内点検の総所見数は22件（不適合事項2件、改善事項20件）であった。これらの指摘事項に対し、該当局区等の改善措置は実施済みである。

ア 不適合事項

- ・ 令和6年度の局区等の目標及び実施計画の職員への周知不足
- ・ 所属で設定した取組について、定期的に実施状況をチェックできていない。

イ 主な改善事項

- ・ 環境方針に関するもの（第三者が確認できるように掲示していないなど）
- ・ マイボトル等を携帯・使用し、ペットボトルの使用抑制が不十分
- ・ 再資源化可能な紙の分別が不十分 など

(4) 重点項目「一般廃棄物排出量の削減」に関する主な取組

- ・ 「雑がみ」に加えて、「紙くず・付箋・メモ」の分別容器を設置し、分別を徹底している。
- ・ 蓋無しのごみ箱を利用し、ごみの分別状況が見えるようにしている。
- ・ 大量に余剰が生じないように、計画的な物品の購入及び印刷物の発注に努めている。
- ・ 物品購入の際は、詰替えによりごみの減量化や分別・リサイクルしやすいものを選定している。
- ・ まだ使用可能な物品は、所属内でのリユースに加え、庁内リユース掲示板も利用し、活用している。
- ・ 執務室内での掲示や研修等の機会を利用して、廃棄物の分別や再利用についての周知を行っている。
- ・ ごみ箱やその周辺に分別に関する注意書きを掲示している。
- ・ ごみ箱の設置個数を減らしている。
- ・ 自ら持ち込んだごみの持ち帰りを励行するなど、ごみの持ち込みを抑制している。
- ・ 定期的に KYOMS 担当係員がごみ箱を点検することでごみの分別を徹底している。